

火災概況月報

(令和8年7月分)

令和8年度全国統一防火標語『火の確認 いい日を支える いい習慣』

火災概況通信 8月号 令和8年8月31日

編集・発行 岐阜県消防課 TEL 058-272-1123

	区 分	火 災 件 数 (件)						焼 損 面 積			火災損害額 (千円)	焼損棟数 (棟)	り災世帯数 (世帯)	り災人員 (人)
		計	建 物		林 野	車 両	その他	建 物 焼 損 床面積(㎡)	建 物 焼 損 表面積(㎡)	林 野 焼 損 面 積 (a)				
			住宅(併用共同舎)	その他										
合 計	前 月 累 計	423	125	80	9	37	172	15,431	788	137	527,259	259	143	336
	本 月 計	73	19	15	0	13	26	315	124	0	31,768	22	13	32
	累 計	496	144	95	9	50	198	15,746	912	137	559,027	281	156	368
	前年累計比較	69	27	9	0	9	24	3,327	△ 203	106	△ 126,450	△ 40	△ 13	△ 15
前 年	同 月 分	52	13	10	2	5	22	588	88	0	21,946	27	15	31
	累 計 分	427	117	86	9	41	174	12,419	1,115	32	685,477	321	169	383

	区 分	死 傷 者 数		出 火 原 因 (件)											
		死 者 (人)	負 傷 者 (人)	計	たばこ	こんろ	火遊び	たき火	放 火	放火の疑い	ストーブ	火入れ	電灯・電話 等配線	その他	不明 調査中
合 計	前 月 累 計	13	65	423	18	17	5	63	11	9	10	33	16	154	87
	本 月 計	5	7	73	4	1	0	2	2	1	1	3	2	17	40
	累 計	18	72	496	22	18	5	65	13	10	11	36	18	171	127
	前年累計比較	2	17	69	△ 2	△ 12	2	△ 4	2	△ 12	△ 4	8	0	27	64
前 年	同 月 分	0	2	52	3	2	1	5	3	4	0	4	4	24	2
	累 計 分	16	55	427	24	30	3	69	11	22	15	28	18	144	63

※数字は速報値ですので、今後変わる場合があります。

- 1 7月の総出火件数は73件で、前年同月に比べ21件増加(40. 4%増)しました。
・建物火災は34件(11件増)、林野火災0件(2件減)、車両火災は13件(8件増)、その他火災は26件(4件増)となっています。
・建物火災は全火災の46. 6%でした。
- 2 7月の火災による死者は5人で前年同月と比較して5人増加し、負傷者は7人で前年同月と比較して5人増加しました。
- 3 出火原因の第1位は「たばこ」で4件、第2位は「火入れ」で3件でした。
・「放火」と「放火の疑い」を合わせた件数は3件(4. 1%)です。



★ 住宅用火災警報器の設置、点検をしていますか？

7月は住宅火災の割合が全火災の26.0%、令和8年1月～7月の全火災においては、住宅火災の割合が29.0%占めています。

住宅火災で亡くなる方の多くは逃げ遅れによるもので、逃げ遅れ対策には住宅用火災警報器の設置が非常に有効です。

また、せっかく設置した住宅用火災警報器をいざというときにきちんと作動させるため、定期的な点検と、設置から10年を経過した物は電池や機器本体を取替えましょう。

■ 作動確認方法

・ボタンがついている場合はボタンを押す、ひもがついている場合はひもを引く

※ボタンを押したりひもを引いたりしても作動しない場合は電池切れなどのおそれがあります。すみやかに電池や機器本体を交換しましょう。



■ 住宅防火対策

＜住宅防火 いのちを守る 10のポイント－4つの習慣・6つの対策－＞

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない
3. こんろを使うときは火のそばを離れない
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

★ 2026年度 全国統一防火標語

火の確認 いい日を支える いい習慣

★ 住宅用火災警報器を設置しましょう！！

■ 岐阜県内令和8年6月時点の設置率は83.6%！

消防法の改正により、県内では平成23年5月31日までの設置が義務化された、住宅用火災警報器の設置率（令和8年6月時点）が6月に公表されました。

全国における住宅用火災警報器の設置率は85.5%、岐阜県における設置率は83.6%となっており、前回の82.0%から1.6%の増加となります。

47都道府県中、岐阜県の設置率は26番目となります。



○設置義務のある場所

寝室と寝室がある階の階段上部（寝室が2階以上の場合）

・新設住宅 平成18年6月～ ・既存住宅 平成23年6月～

	設置率	参考(前回)	増減	条例適合率
	R8.6	R7.6		R8.6
全国	85.5%	84.9%	0.6	66.8%
岐阜県	83.6%	82.0%	1.6	63.6%

設置率：設置義務のある場所の一部分でも設置している住宅を含めた割合
条例適合率：設置義務のある場所すべてに設置している住宅の割合

あなたや家族の大切な命を守るために、一日も早い住宅用火災警報器の設置をお願いします。